平成２１年（フ）第２１６５６号
東京都中野区東中野２丁目32―６―202
債務者　山田香代子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６５７号
神奈川県平塚市真田830―１
債務者　秋元　春美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６５８号
千葉県木更津市中央１丁目９―10　ウッドヴィル木更津１―105
債務者　井口　重信
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６５９号
千葉県木更津市中央１丁目９―10　ウッドヴィル木更津１―105
債務者　井口　智恵
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６６０号
東京都大田区南蒲田２丁目28―23
債務者　三瓶　絹子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６６３号
東京都板橋区大原町46―12―103
債務者　片山　　博
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６６４号
東京都江東区大島１丁目５―１―404　下妻方
債務者　丹羽　裕美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６６５号
栃木県小山市暁２丁目４―５―505
債務者　根岸あけみ
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６８２号
東京都府中市分梅町２丁目43―３ー203
債務者　宮原麻希子（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６８６号
神奈川県大和市深見3929―40
債務者　山岸　孝雄
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６８８号
東京都清瀬市中里２丁目1570―４―111
債務者　関根　　弾
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８６号
青森市浜館３丁目６番地９
債務者　白鳥　　潤
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９８号
青森市妙見２丁目13番９号　坂本荘２号
債務者　豊島　正幸
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０５号
青森市桜川３丁目11番３号　ワンディルーム桜川７号
債務者　柴谷　勝造
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６１９号
青森県下北郡東通村大字小田野沢字北向37番地２
債務者　二本柳昌子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７４号
東京都八王子市上柚木３丁目14番地６―201
債務者　小川　一成
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部